

## 認証保育所・認可外保育施設の保育料補助制度のご案内

### 1 制度について

荒川区に住所を有し、認証保育所や認可外保育施設等を利用する児童の保護者の方を対象とした保育料補助制度です。国の幼児教育・保育の無償化（施設等利用費）と、区独自の補助制度（認証保育所等保育料補助金）から構成されており、ご利用の施設によって補助要件が異なります。要件については裏面をご覧ください。

### 2 保育の必要性の認定について

裏面「4 補助内容概要」【事業区分一覧表】 主な支給要件の「保育認定」に該当する場合は、**施設等の利用前に「保育の必要性の認定」を受けていることが必須です（認定が無い期間は補助の対象外です。認定の日付を遡ることはできませんのでご注意ください）。**

また認定を受けた後には、所定の時期に「現況届」をご提出頂き、保育の必要性が継続しているかを確認します。**保育の必要性の確認ができない場合には補助金の対象にはなりませんのでご注意ください。**

### 3 申請時期（予定）

年に2回、申請期間があります。手続方法や申請様式等の詳細につきましては、申請期間開始日に区ホームページに掲載しますのでご確認ください（予定のため変更となる場合があります）。

期別	施設利用対象期間	申請期間	区からの支払時期
前期	4月から9月まで	9月初旬から中旬まで	11月下旬頃
後期	10月から3月まで	3月初旬から中旬まで	5月中旬頃

### 4 ホームページ

#### ・無償化のための認定について（施設等利用給付）

「荒川区トップページ」 「情報をさがす」 「子育て」 「保育園・幼稚園など」 「幼児教育・保育の無償化」 「無償化のための認定について（施設等利用給付認定）」

#### ・補助金の申請について

「荒川区トップページ」 子育て 保育園・幼稚園など 認証保育所 施設等利用費及び認証保育所等保育料補助金の申請について

### 5 問い合わせ先

子ども家庭部 保育課 TEL：03-3802-3111（代表）

- ・補助金に関すること 保育管理係 内線：3845、3822
- ・保育の必要性の認定に関すること 入園相談係 内線：3825～27、3847



## 6 補助概要

現時点での予定のため変更する場合があります。確定要件は、申請期間開始日に区ホームページで公表します。

【事業区分一覧表】 税区分：「非」非課税 「課」課税 保育認定：「保育の必要性の認定」

事業名	対象児童	税区分	施設等利用費	認証保育料等補助金	( + ) 補助金額計	主な支給要件
認証保育所	3～5歳	-	3.7万	2.3万	6.0万	保育認定
家庭福祉員 認可外保育施設( a )	0～2歳	非	4.2万	2.5万	6.7万	保育認定
		課	0	6.0万	6.0万	指数15以上
定期利用保育事業	0～2歳	非	0	6.7万	6.7万	保育認定
		課	0	6.0万	6.0万	指数15以上
企業主導型保育事業	3～5歳	-	0	2.3万	2.3万	地域枠：保育認定
	0～2歳	非	0	2.5万	2.5万	従業員枠：認定不要
		課	0	6.0万	6.0万	指数15以上
認可外保育施設( b ) 一時保育、ファミリーサポ ートセンター事業、ベビー シッター利用支援事業	3～5歳	-	3.7万	0	3.7万	保育認定
	0～2歳	非	4.2万	0	4.2万	保育認定
		課	0	0	0	-

### 【特記事項】

について

- ・認証保育所については、荒川区外の施設も対象です。
- ・認可外保育施設には、国が定める「認可外保育施設指導監督基準」を満たす施設( a )と、満たしていない施設( b )の2種類あります。ご利用施設がどちらに該当するかは、施設に確認してください。なお、満たしていない施設( b )は令和6年10月以降は補助対象外です。
- ・家庭福祉員は、荒川区内のみが対象です。
- ・定期利用保育は、荒川区内のみが対象です。
- ・企業主導型保育事業は施設等利用費の対象ではありません。ただし、国が定める「認可外保育施設指導監督基準」を満たす施設に限り、認証保育所等保育料補助金の対象です。
- ・ベビーシッター利用支援事業は、補助対象事業者を利用した場合のみ補助金の対象です。

について

- ・認可保育園、認定こども園、定期利用保育事業、企業主導型保育施設等に通っている期間は対象外です。

について

- ・ひと月120時間以上の月極契約をしており、月の初日に在籍している場合に対象です(月中から利用の月は対象外)。

について

- ・保育の必要性の認定手続きは、認可保育園に申込みをした等既に保育の必要性の認定(2号認定または3号認定)を受けており、保育の必要性の事由が継続している方は不要です。
- ・指数とは、「荒川区保育利用調整基準」に規定する指数のことです。この指数において、父母の指数がそれぞれ15以上であることを書類等により確認します。

